

Z-73-E 相続税法〔第一問〕一解 答一

問1

1. 関連する条文(10点)
特定居住用宅地等の意義
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等（その宅地等が2以上ある場合には、主としてその居住の用に供していた一の宅地等に限る。）で、その被相続人の配偶者又は次に掲げる要件のいずれかを満たすその被相続人の親族（その被相続人の配偶者を除く。以下同じ。）が相続又は遺贈により取得したもの（一定の部分に限る。）をいう。
(1) その親族が相続開始の直前においてその宅地等の上に存するその被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物（その被相続人、その被相続人の配偶者又はその親族の居住の用に供されていた部分として一定の部分に限る。）に居住していた者であって、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、その建物の居住していること。
(2) その親族（その被相続人の居住の用に供されていた宅地等を取得した者であって一定のものに限る。）が次に掲げる要件の全てを満たすこと（その被相続人の配偶者又は相続開始の直前において(1)に規定する家屋に居住していた親族でその被相続人の法定相続人がいない場合に限る。）。
① 相続開始前3年以内に法施行地内にあるその親族、その親族の配偶者、その親族の3親等内の親族又はその親族と特別の関係がある法人として一定の法人が所有する家屋（相続開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていた家屋を除く。）に居住したことがないこと。
② その被相続人の相続開始時にその親族が居住している家屋を相続開始前のいずれの時点においても所有していたことがないこと。
③ 相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有していること
(3) その親族がその被相続人と生計を一にしていた者であって、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続きその宅地等を自己の居住の用に供していること。
2. 特定居住用宅地等の該当について(各5点)
(1) 甲宅地は被相続人及び生計を一にしていた親族が居住の用に供していた宅地でないため、非該当。
(2) 乙宅地は被相続人が居住の用に供していた宅地であるが配偶者または同居していた親族が取得していないため、非該当。
(3) 丙宅地は被相続人Aと生計を一にしていた親族Cが自己の居住の用に供していたため、該当する。

問 2 (1)

1. 関連する条文
(1) 持分の定めのない法人 (4 点)
持分の定めのない法人 (持分の定めのある法人で持分を有する者が不在のものを含む。以下同じ。) に対し財産の贈与又は遺贈があった場合において、その贈与又は遺贈によりその贈与又は遺贈をした者の親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときは、その持分の定めのない法人を個人とみなして、これに贈与税又は相続税を課する。
(2) 法人税額等の控除 (2 点)
(1) の適用がある場合において、持分の定めのない法人に課される贈与税又は相続税の額については、持分の定めのない法人に課されるべき法人税その他の税の額に相当する額を控除する。
(3) 贈与税額の計算 (2 点)
贈与により取得した財産について、当該贈与をした者の異なるごとに、当該贈与をした者の各一人のみから財産を取得したものとみなして算出した場合の贈与税額の合計額をもって当該法人の納付すべき贈与税額とする。
2. 課税関係 (5 点)
一般社団法人は持分の定めのない法人に該当し、X 及び Y からの贈与はその親族及び特別の関係を有する者の贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときは、一般社団法人 Z を個人とみなして贈与税が課税される。
なお、基礎控除は X からの贈与 8,000 万円及び Y からの贈与 5,000 万円のそれぞれ毎に該当があり、一般社団法人 Z に課される贈与税の額については、当該法人に課されるべき法人税その他の税の額に相当する額を控除する。

問 2 (2)

1. 関連する条文
(1) 特定一般社団法人 (4 点)
一般社団法人等の理事である者 (その一般社団法人等の理事でなくなった日から 5 年を経過していない者を含む。) が死亡した場合において、その一般社団法人等が特定一般社団法人等に該当するときは、その特定一般社団法人等は被相続人の相続開始の時ににおけるその特定一般社団法人等の純資産額をその時ににおけるその特定一般社団法人等の同族理事の数に 1 を加えた数で除して計算した金額に相当する金額をその被相続人から遺贈により取得したものと、その特定一般社団法人等は個人とそれぞれみなして、その特定一般社団法人等に相続税を課する。
(2) 用語の意義
① 同族理事 (1 点)
一般社団法人等の理事のうち、被相続人又はその配偶者、3 親等内の親族その他のその被相続人と一定の特 殊の関係のある者をいう。
② 特定一般社団法人等 (1 点)
一般社団法人等であって次に掲げる要件のいずれかを満たすものをいう。
イ 被相続人の相続開始の直前ににおけるその被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割 合が 2 分の 1 を超えること。
ロ 被相続人の相続開始前 5 年以内においてその被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占め る割合が 2 分の 1 を超える期間の合計が 3 年以上であること。
(3) 税額控除 (1 点)
(1) の規定により特定一般社団法人等に相続税が課される場合には、その特定一般社団法人等の相続税の 額については、持分の定めのない法人を個人とみなす規定によりその特定一般社団法人等に課された贈与税 及び相続税の税額を控除する。
2. 課税関係 (5 点)
一般社団法人 Z は相続開始の直前において理事は X、Y 及び子 2 人の計 4 人で構成され同族理事の割合は 2 分の 1 を超えており、特定一般社団法人に該当する。純資産額 4 億円 \div (3 人+1 人) =1 億円相当を X から遺 贈により取得したものと、一般社団法人 Z は個人とみなして相続税が課税される。
なお X からの贈与に対する令和 2 年分の贈与税額は相続税額から控除する。

Z-73-E 相続税法〔第二問〕一解 答一

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価格の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
宅地F	兄B	41,368,320 (2点)	$140,000 \times 1.00 + 140,000 \times 1.00 \times 0.08 = 151,200$ (1点) $151,200 \times 0.9 = 136,080$ $\ast 32 \text{ m}^2 \times 20 \text{ m}^2 = 640 \text{ m}^2$ $(640 \text{ m}^2 - 380 \text{ m}^2) \div 640 \text{ m}^2 = 40.62\%$ (かげ地割合) 不整形補正率 0.90 $136,080 \times 380 \text{ m}^2 = 51,710,400$ $51,710,400 \times 0.8 = 41,368,320$ (1点)
宅地G	配偶者乙	18,700,000 (2点)	$20,000,000 \times 1.1 = 22,000,000$ $\textcircled{1} 22,000,000 - 2,520,645 = 19,479,355$ $\ast 22,000,000 \times \frac{3,000,000}{20,000,000} \times \frac{14.137}{18.508} = 2,520,645$ (1点) $\textcircled{2} 22,000,000 \times (1 - 0.15) = 18,700,000$ (1点) $\textcircled{1} > \textcircled{2}$ <u>18,700,000</u>

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算(続き)

(単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
H社株式	兄B	53,127,000 (1点)	$35,418 \times 1,500 \text{株} = 53,127,000$
	甥D	800,000 (1点)	$2,000 \times 400 \text{株} = 800,000$
K銀行外貨普通預金	甥D	6,182,500 (1点)	$50,000 \text{ドル} \times 123.65 = 6,182,500$

(2) 遺贈により取得した個々の財産(取引相場のないH社株式)の価額の計算

イ 評価方式の判定

$\frac{41 \text{個} + 4 \text{個}}{100 \text{個} - 10 \text{個}} = 50\%$	$50\% \geq 30\%$	同族株主	(1点)
兄B $\frac{41 \text{個}}{100 \text{個} - 10 \text{個}} = 45\%$		原則的評価方式 (5%以上)	(1点)
甥D $\frac{4 \text{個}}{100 \text{個} - 10 \text{個}} = 4\% < 5\%$		配当還元方式 (5%未満)	(1点)

※1 兄Bは中心的な同族株主に該当し、甥Dは中心的な同族株主に該当せずかつ役員にあたらない。

(2) 遺贈により取得した個々の財産（取引相場のないH社株式）の価額の計算（続き）

ロ 1株当たりの純資産価額の計算

(単位：円)

計 算 過 程	
<所有宅地の評価>	
①	$140,000 \times 1.00 + 140,000 \times 1.00 \times 0.08 = 151,200$
②	$151,200 \times 0.98 = 148,176$ (1点) ※ $40 \text{ m}^2 \times 22 \text{ m}^2 = 880 \text{ m}^2$ $(880 \text{ m}^2 - 650 \text{ m}^2) \div 880 \text{ m}^2 = 26.13\%$ 不整形補正率 0.98
③	$148,176 \times 0.79 = 117,059$ ※ $\frac{650 \text{ m}^2 \times 0.95 + 25}{650 \text{ m}^2} \times 0.8 = 0.79$ (小数点以下2位未満切捨) (計算式2点)
④	$117,059 \times 650 \text{ m}^2 \times \frac{270 \text{ m}^2}{650 \text{ m}^2} = 31,605,930$ (計算式1点)
<借地権の評価>	
0	(2点) ※土地の無償返還に関する届出書が提出され、かつ同族会社に該当しないため

(2) 遺贈により取得した個々の財産（取引相場のないH社株式）の価額の計算（続き）

ロ 1株当たりの純資産価額の計算（続き）

（単位：円）

計 算 過 程
< J社株式の評価 >
① $90,000,000 - 15,000,000 = 75,000,000$
② $75,000,000 \div 20,000 \text{株} = 3,750$ (1点)
③ $(1,250 \times 0.5) + (3,750 \times 0.5) = 2,500$
④ $2,500 \times 20,000 \text{株} = 50,000,000$
< 1株当たりの純資産価額 > (
① $791,104,000^* - 250,000,000 = 541,104,000$ $※31,605,000 + 50,000,000 + 709,499,000 = 791,104,000$
② $730,000,000 - 250,000,000 = 480,000,000$
③ $(① - ②) \times 37\% = 22,608,000$ (千円未満切捨) (1点)
④ $\frac{① - ③}{10,000 \text{株} - 1,000 \text{株}} = 57,610$ (円未満切捨)

ハ 1株当たりの価額の計算

（単位：円）

計 算 過 程
1. 原則的評価方式
(1) 類似業種比準価額
① 1株当たりの資本金等の額 $36,000,000 \div (10,000 \text{株} - 1,000 \text{株}) = 4,000$
② 1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 $36,000,000 \div 50 = 720,000 \text{株}$ (2点)
③ ②の金額 $\frac{(0+0) \div 2}{720,000 \text{株}} = 0$ (1点)

(2) 遺贈により取得した個々の財産（取引相場のないH社株式）の価額の計算（続き）

ハ 1株当たりの価額の計算（続き）

（単位：円）

計 算 過 程

④ ㉔の金額

$$\text{直前期 } 20,000,000 - 45,000,000 + 10,000,000 = \triangle 15,000,000 < 0$$

$$\text{直前期以前2年間 } \triangle 15,000,000 - 10,000,000 < 0$$

$$\frac{0}{720,000 \text{ 株}} = 0 \quad (1 \text{ 点})$$

⑤ ㉕の金額

$$\frac{(36,000,000 + 174,000,000)}{720,000 \text{ 株}} = 291 \text{ (円未満切捨)} \quad \text{※比準要素1の会社に該当} \quad (1 \text{ 点})$$

⑥ 小分類

A 212、211、212、210、211 210 を採用 (1 点)

$$210 \times \frac{\frac{0}{5.80} + \frac{0}{40} + \frac{291}{325}}{3} \times 0.7 = 42.6$$

⑦ 中分類

A 230、228、230、223、228 223 を採用 (1 点)

$$223 \times \frac{\frac{0}{6.00} + \frac{0}{42} + \frac{291}{330}}{3} \times 0.7 = 45.2$$

⑧ 1株当たりの比準価額

42.6 < 45.2 42.6 を採用

$$42.60 \times \frac{4,000}{50} = \underline{3,408}$$

(2) 評価額

$$(3,408 \times 0.25) + (46,088^* \times 0.75) = 35,418 \text{ (円未満切捨)} \quad (1 \text{ 点})$$

$$\text{※ } 57,610 \times \frac{80}{100} = \underline{46,088} \text{ (円未満切捨)} \quad (1 \text{ 点})$$

2. 配当還元方式

① $\frac{(0+0) \times \frac{1}{2}}{720,000} = 2.5$ (2円50銭未満の場合は2円50銭とする。)

② $\frac{2.5}{10\%} \times \frac{4,000}{50} = 2,000$

③ $35,791 > 2,000$ 2,000 (2 点)

(2) 遺贈により取得した個々の財産（取引相場のないH社株式）の価額の計算（続き）

ハ 1株当たりの価額の計算（続き）

（単位：円）

計 算 過 程

(3) 小規模宅地等の特例の計算

（単位：円）

計 算 過 程		
<p>① 特例対象宅地等（対象特例及び減額割合）（2点）</p> <p>宅地F（貸付事業用宅地等）$41,368,320 \div 380 \text{ m}^2 \times \frac{50}{100} = 54,432$</p> <p>宅地G（貸付事業用宅地等）$18,700,000 \div 400 \text{ m}^2 \times \frac{50}{100} = 23,375$</p> <p>$54,432 > 23,375$</p> <p>宅地Fの貸付事業用宅地等 200 m²を選択する。</p> <p>※取得者らでH社の株式を50%超保有していないため特定同族会社事業用宅地等には該当しない</p>		
<p>② 減額金額</p> <p>宅地F $41,368,320 \times \frac{200 \text{ m}^2}{380 \text{ m}^2} \times \frac{50}{100} = \underline{10,886,400}$</p>		
特例適用対象財産	取得者	課税価格から減額される金額
宅地F	兄B	10,886,400（2点）

(4) 分割財産の価額の計算

(単位：円)

配偶者乙		$\frac{3}{4}$	=328,800,000
			※措法 70 条
兄 B	438,400,000 ×	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{2}$	=54,800,000-1,000,000=53,800,000 (1点)
甥 D		$\frac{1}{4} \times \frac{1}{2}$	=54,800,000

(5) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の額の計算

(単位：円)

債務及び葬式費用	負担者	金額	計算過程
債務	配偶者乙	150,000 (1点)	$300,000 \times \frac{1}{2} = 150,000$ 母丁は相続放棄のため控除できない。
葬式費用	配偶者乙 母丁	600,000 600,000 (1点)	$(1,500,000 - 300,000) = 1,200,000$ 香典返戻費用は控除できない。 $1,200,000 \times \text{各} \frac{1}{2} = 600,000$

(6) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
生命保険等	母丁 甥 D 姪孫 E	7,500,000 3,750,000 3,750,000 (2点)	$15,000,000 \times \frac{1}{2} = 7,500,000$ $15,000,000 \times \text{各} \frac{1}{4} = 3,750,000$
同上の非課税金額	甥 D	△3,750,000 (1点)	① $5,000,000 \times 2 \text{人} = 10,000,000$ ② 3,750,000 ③ ① ≥ ② <u>3,750,000</u> 母丁は相続放棄、姪孫 E は相続人でないため、適用なし

(7) 各相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

区分	相続人等	配偶者乙	母丁	兄B	甥D	姪孫E
遺贈による取得財産		18,700,000		83,608,920	6,982,500	
分割財産		328,800,000		53,800,000	54,800,000	
みなし取得財産			7,500,000		—	3,750,000
債務		△150,000				
葬式費用		△600,000	△600,000			
課税価格 (1,000円未満切捨て)		346,750,000	6,900,000	137,408,000	61,782,000	3,750,000

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額		課税遺産総額
556,590千円		30,000 + 6,000 × 2人 = 42,000千円 (1点)		514,590千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額		相続税の総額の基となる税額
		円		円
配偶者乙	$\frac{2}{3}$ (1点)	343,060,000		129,530,000
母丁	$\frac{1}{3}$	171,530,000		51,612,000
合計	2人	1		(100円未満切捨て) 円 181,142,000

(2) 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

相続人等		配偶者乙	母丁	兄B	甥D	姪孫E
区 分						
算 出 税 額		112,849,653	2,245,602	44,719,380	20,106,927	1,220,436
加算 又は 減算	相続税額の 2割加算額			8,943,876	4,021,385	244,087
	配偶者の 税額軽減額	△ 112,849,653				
	未成年者 控除額					—
納付税額 (100円未満切捨て)		0	2,245,600	53,663,200	24,128,300	1,464,500

(注) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算過程は次の(3)に記載する。

(3) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算

(単位：円)

加算及び控除の 項目	対 象 者	金 額	計 算 過 程
相続税額の 2割加算額	兄B 甥D 姪孫E (2点)	8,943,876 4,021,385	$44,719,380 \times \frac{20}{100} = 8,943,876$ $20,106,927 \times \frac{20}{100} = 4,021,385$ $1,220,436 \times \frac{20}{100} = 244,087$
配偶者の 税額軽減額	配偶者乙	△112,849,653	計算式(1点) ① 112,849,653 ② $556,590,000 \times \frac{2}{3} = 371,060,000 \geq 160,000,000$ <u>371,060,000</u> ③ 346,750,000 ④ ② > ③ <u>346,750,000</u> ⑤ $\frac{181,142,000}{556,590,000} \times ④ = 112,849,653$
未成年者 控除額	該当なし (2点)		未成年者である姪孫Eは法定相続人でないため

相続税法【総評】

〔総評〕

本年度の本試験の理論問題については、例年同様に事例形式での出題だったため、条文をベタ書きすれば良いというわけではなく、具体的事例に即して解答しなければならなかったが、最近では事例問題で出題されるケースが続き、また過去に出題された分野であったため受験生にとっては理論の学習にどれだけ時間を費やしたかが大きかったのではないかと感じる。また、計算については例年に比べて項目こそ少ないものの土地の評価や取引相場のない株式の評価は論点が多く、難易度も昨年より上がっている。限られた時間の中でどれだけ各項目に取り組んでいけるかを問われる問題であった。

〔第一問〕理論

問1 小規模宅地等の特例における特定居住用宅地等に該当するか否か（事例問題）

本問は相続人が取得した宅地が小規模宅地等の特例における特定居住用宅地等に該当するか否か、関連する条文に触れつつ説明するよう問われた。それぞれの宅地について取得者、相続開始直前における利用状況、生計を一にしていたかどうかを当てはめ解答する必要がある。

また、関連する条文に触れつつ説明を求められているので、小規模宅地等の特例における特定居住用宅地等の意義について記載する必要がある。

ボーダーライン 18 点、合格確実圏 22 点と考える（25 点配点）

問2 持分の定めのない法人及び特定一般社団法人に対する課税関係（事例問題）

本問についても、問1同様、事例問題となっており、一般社団法人Zが個人X及びその配偶者Yから贈与を受け際にどのような課税関係が考えられるか、(1)で贈与税に関連する条文に触れながら説明するよう問われた。

また(2)では贈与者Xが死亡した際に相続税に関連する条文に触れながら説明するよう問われた。

ボーダーラインは 17 点、合格確実圏 20 点と考える（25 点配点）

〔第二問〕計算（総合問題）

計算については例年に比べて項目こそ少ないものの土地の評価や取引相場のない株式の評価は正解にたどり着くまでの論点が多く、難易度は昨年より上がっている。主なポイントとして法定相続人と相続人や放棄した場合における取扱いの違い、宅地の評価単位（貸主と借主での違い）や不整形地、事業用定期借地権が設定された宅地の評価に関する知識、取引相場のない株式の評価では基本的な事項から土地評価との関連論点が出題され、宅地と取引相場のない株式の評価が重点的に問われた問題だったと感じた。

ただ、その他の問題に関する難易度は低いので、時間配分を気にしながらケアレスミスを最小限にできたかどうか重要だったものと考えられる。

ボーダーラインは 35 点、合格確実圏 38 点と考える（50 点配点）。

全体でのボーダーラインは 70 点、合格確実圏は 80 点と考える（100 点満点）。